

上級委員会報告書の概要

1 8 県産水産物の輸入禁止

上級委員会は、韓国による8県産水産物の輸入禁止措置に関し、日本が輸入禁止措置の解除を求める28魚種（注）について、「同一又は同様の条件の下における恣意的又は不当な差別」（SPS協定第2条3）に当たるとのパネルの判断を取り消した。また、輸入禁止措置は、「必要以上に貿易制限的」（同協定第5条6）であるとのパネルの判断を取り消した。

（注）我が国が輸入禁止の解除を求めている28魚種

マイワシ、ガタクチイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ、ブリ、スケトウダラ、マダラ、シロザケ、キンメダイ、クロマグロ、ビンナガ、メバチ、キハダ、マカジキ、メカジキ、カツオ、ヨシキリザメ、ネズミサメ、サンマ、スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ、アワビ、ホタテガイ、マガキ、マボヤ

2 日本産の全ての食品に関する追加検査要求

上級委員会は、韓国の日本産の全ての食品に関する追加検査要求について、「同一又は同様の条件の下にある加盟国の間（中略）において恣意的又は不当な差別」（SPS協定第2条3）に当たるとのパネルの判断を取り消した。また、日本産の全ての食品に関する追加検査要求は、「必要である以上に貿易制限的」（同協定第5条6）であるとのパネルの判断を取り消した。

3 措置の不公表及び情報提供の欠如

上級委員会は、韓国による8県産水産物の輸入禁止及び日本産の全ての食品に関する追加検査要求について、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように速やかに公表することを確保する義務等（SPS協定第7条等）に整合しないとのパネルの判断を支持。

参考1 韓国の主な措置の概要

(1) 8 県産水産物の輸入禁止

8 県産（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉）の全水産物の輸入を禁止。

(2) 日本産の全ての食品に関する追加検査要求

日本産の全ての食品についてセシウム又はヨウ素が微量でも検出された場合には、他の放射性物質（ストロンチウム、プルトニウム等）の放射性物質検査結果証明書を要求。

参考2 本件の経緯

- | | | |
|-------|----|--------------------|
| 2015年 | 5月 | WTO協定に基づく日韓二国間協議要請 |
| | 9月 | パネル設置（第一審） |
| 2018年 | 2月 | 報告書の加盟国配布 |
| | 4月 | 韓国による上級委員会申立て（上訴審） |
| 2019年 | 4月 | 上級委員会報告書の公表 |